

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年8月27日（金）

9：02～9：17

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 政令 4件
- 人事 4件
- 配布 2件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、同感染症に係るワクチンや治療薬の確保等に必要な経費として、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費から約1兆4,226億円を使用するものであります。

次に、「セルビア国」及び「ローマ法王庁」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、8月31日、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」は、自立した新しい大都市近郊型都市を目指すため、新たに松戸駅周辺地域を都市再生緊急整備地域として定める等の改正を行うものであります。

次に、「児童手当法施行令の一部を改正する政令」は、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部改正法の施行に伴い、特例給付の支給要件となる所得の限度額等を定めるものであります。

次に、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部改正法の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、令和3年度税制改正大綱を踏まえ、確定拠出年金の掛金の拠出限度額の見直し等を行うものであります。

次に、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正法」の一部施行に伴い、業者が書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の発注者の承諾を得る方法等について定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、法務事務次官辻裕教を検事長に任命し、名古屋高等検察庁検事長中川清明を願いに依り免ずること、及び、外務省大臣官房付高木昌弘外8名を特命全権大使に任命し、ドミニカ共和国駐劄等を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、在オランダ日本国大使館公使明珍充に、2022年アルメーレ国際園芸博覧会における陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣府外3省の人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、内閣府事務次官山崎重孝が退官し、その後任に、内閣府審議官田和宏を、法務事務次官に大臣官房長高嶋智光を、それぞれ充てるものであります。

次に、佐藤一雄外719名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定を

お願いいたします。なお、パデュー大学特待教授根岸英一を従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「万国郵便連合憲章の追加議定書」等に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、万国郵便連合の組織、活動及び国際郵便業務全般等についての見直しを行うものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、棚橋大臣。

○棚橋国務大臣：令和3年度「防災の日」総合防災訓練について、御説明いたします。政府においては、9月1日の「防災の日」に、総合防災訓練として、閣僚の徒歩等による参集訓練を実施するほか、官邸及び各府省庁において、オンラインによる政府の緊急災害対策本部の運営訓練を実施いたします。本年の緊急災害対策本部の運営訓練では、首都直下地震を想定し、官邸と横浜市との間でテレビ会議を行うなど、実践に即した訓練を実施いたします。なお、例年は官邸での本部運営訓練の後、9都県市合同防災訓練と連携した現地調査訓練を行いますが、本年の9都県市合同防災訓練は11月7日に開催予定のため、9月1日には現地調査訓練は行いません。また、例年、各省庁には、「防災週間」の期間中に、「職員の安否確認訓練」、「職員の非常参集訓練」、「各省庁における災害対策本部の設置・運営等訓練」の実施をお願いしておりますが、9月5日までのパラリンピック期間中、国の行政機関において、交通需要マネジメントに取り組むため、今年度は、9月6日以降のなるべく早い時期に実施するよう、お願いします。各閣僚におかれましては、「防災の日」総合防災訓練の実施への協力とともに、各省庁での防災訓練に取り組まれますよう、お願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、井上大臣から2件御発言がございます。

○井上国務大臣：まず、令和3年度に日本学術会議が共同主催する国際会議の中止について、御説明いたします。日本学術会議においては、学術の振興と科学的諸問題の解決促進等が期待される国際会議を、学術研究団体と共同して毎年開催しており、令和3年度についても、昨年9月15日の閣議にて、7件の国際会議の共同主催を御了解いただきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これら7件の国際会議のうち、1件「第22回国際栄養学会」については、令和3年度の開催を中止する変更がございましたので、御了解をお願いいたします。

次に、日本学術会議が共同主催する国際会議について、御説明いたします。日本学術会議においては、学術の振興と科学的諸問題の解決促進等が期待される国際会議を、学術研究団体と共同して毎年開催しております。令和4年度については、「第22回世界災害救急医学会(WADEMTokyo2022)」を始め、11件の国際会議を全国6都市で開催することといたしたく、御了解をお願いいたします。関係閣僚の皆様におかれては、御支援・御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：自殺対策基本法においては、9月10日から9月16日までの1週間を「自殺予防週間」と位置付けています。自殺者数は、平成22年以降10年連

続で減少していましたが、昨年は、2万1081人となり、11年ぶりに前年を上回りました。特に、女性の自殺者数が増加しているほか、小中高生の自殺者数は499人で過去最多となっており、深刻な状況にあります。10代の自殺は長期休暇明けに急増する傾向があることから、夏期休暇中から予防週間まで集中的な啓発活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で生活に不安を感じている方々を含めて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、政府一丸となって全力で自殺対策に取り組む必要がありますので、閣僚の皆様のご協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：文化審議会文化功労者選考分科会に属すべき委員につきまして、別紙のとおり、阿形清和ほか11名を9月2日付けで指名いたしたいので、御了解願います。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、河野大臣から2件御発言がございます。

○河野国務大臣：まず、国家公務員のテレワークの徹底についてお願いします。各府省には、従来、新型コロナウイルス感染症防止対策として、特定都道府県等における出勤者数の7割削減を目指した取組をお願いしてきましたが、感染者数が過去最大の水準を更新し続けている状況に鑑み、各大臣におかれては、今一度、省内の取組状況を確認いただき、省内外の会議や打合せを原則オンラインで行うこと、出勤を交替制とすること等により、出勤者数の7割削減の取組を徹底していただくようお願いいたします。また、私自身も、外部との面会や事務方からの説明などを原則オンラインで受けることにしたところです。各大臣におかれても、オンラインでの業務遂行に率先して取り組んでいただきますよう、お願いします。

次に、昨年度から、子供が生まれた全ての男性職員が、1か月以上を目途に、育児に伴う休暇や休業を取得できるよう、取組を行っています。この度、育児休業等の取得実績及び取得計画の策定状況を取りまとめましたので、御報告します。調査の結果、昨年の4月から6月までに子供が生まれた男性職員について、その出生後1年以内にほぼ全員が育児休業等を取得し、平均取得日数は50日となり、目途としていた1か月を大きく上回りました。さらに、1か月以上取得した職員の割合は、約9割にのぼりました。この取組が浸透し始め、各府省等において業務面における環境整備等を進めていただいた結果であると考えており、感謝申し上げます。なお、様々な事情により、現時点では取得期間が1か月に満たない職員については、職員本人とその上司である管理職に対して、2年目に入ってからでも合計1か月以上をきちんと取得するよう働きかけをお願いします。また、昨年の7月から今年の3月までに子供が生まれた男性職員の全員について、取得計画が策定されており、平均取得予定日数は50日となっています。この実績についても、今後、フォローアップを予定しています。男性が育児・家事に参画し、子育てしやすい環境を実現することは、職員自身の仕事と生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては少子

化対策のためにも重要です。特に公務においては、働き方改革が喫緊の課題となっている中で、人材確保の観点からも重要な取組です。今般の調査の結果を踏まえ、各大臣におかれては、働き方改革を通じた環境整備等により、この取組が着実に定着していくよう、引き続き御尽力をお願いします。

○加藤国務大臣：次に、私から、男性国家公務員の育児休業等の取得促進に係るフォローアップについて、申し上げます。男性の育児休業等の取得促進は、職員自身の仕事と生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては少子化対策のために極めて重要であるところ、全世代型社会保障を実現する上でも不可欠な取組であると考えています。国家公務員が率先して取組を行い、結果を出していくことは、我が国全体の取得率向上を図る上でも重要であるところ、今回、順調なスタートを切ることができたと考えており、各大臣の取組に対して、私からも感謝申し上げます。今後も、政府一丸となって取組を進めていきますので、各大臣におかれては、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児休業等を取得できるような環境の実現に向けて、引き続き御尽力をお願いします。

○加藤国務大臣：次に、西村大臣。

○西村国務大臣：本日から、追加8道県を含む21の都道府県で緊急事態措置を、追加4県を含む12の県でまん延防止等重点措置を、9月12日を期限として実施します。非常に厳しい状況にある中、まずは、各地域の医療提供体制を強化しなければならず、同時に医療提供体制の負荷を減らすためにも、感染者数を減らしていかなければなりません。今回追加した各県の知事に対して、私からも、地域の実情に応じた医療提供体制の整備に強力に取り組んでいただくよう強く求めました。また、飲食店への時短営業や酒類・カラオケ設備の提供停止、百貨店等を含め、1,000平米を超える大規模商業施設での入場整理の徹底を求めてまいります。大学等でのオンライン授業のより一層の活用、教職員のワクチン優先接種への配慮、小・中学校、幼稚園等への抗原簡易キットの配布、モニタリング検査への小・中学校等の教職員の参加など学校現場の感染対策を強化・徹底します。関係省庁におかれては、業種別ガイドラインの改訂・進化、テレワークの徹底などによる出勤者数の削減、職場での検査の促進など、感染対策の強化・徹底をお願いします。現在、新型コロナウイルス感染症のクラスターが職場などで多く発生しており、感染拡大防止のため民間事業者や学校等に対し、抗原簡易キットの積極的な活用を促しています。各省庁においても、職場内で体調不良を訴えた職員に対し、抗原簡易キットによる検査も活用いただくようお願いいたします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和3年 〕 (金)
8月27日

◎一般案件

- 資料あり ○ 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用（8件）について（決定）（財務省）
- 資料なし ☆ セルビア国特命全権大使アレクサンドラ・コヴァチュ外1名の接受について（決定）（外務省）

◎政 令

- 資料あり ○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○ 児童手当法施行令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○ 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）

◎人 事

- 資料あり ○ 法務事務次官辻 裕教を検事長に，高木昌弘外8名を特命全権大使に任命し，検事長中川清明を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○ 在オランダ日本国大使館公使明珍 充に2022年アルメーレ国際園芸博覧会における陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずることについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）

資料あり

○元総理府事務官佐藤一雄外719名の叙位，叙勲
又は紺綬褒章授与等について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告

（内閣府本府）

☆横浜市長選挙結果調

（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔令和3年
8月27日〕（金）

◎一般案件

資料なし ○万国郵便連合憲章の追加議定書，万国郵便連合一
般規則の追加議定書及び万国郵便条約の署名につ
いて（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕